

平成30年12月18日  
国家安全保障会議決定  
閣議決定

#### IV 防衛力強化に当たったの優先事項

##### 1 基本的考え方

防衛力の強化は、格段に速度を増す安全保障環境の変化に対応するため、従来とは抜本的に異なる速度で行わなければならない。また、人口減少と少子高齢化の急速な進展や厳しい財政状況を踏まえれば、予算・人員をこれまで以上に効率的に活用することが必要不可欠である。このため、防衛力の強化に当たっては、特に優先すべき事項について、可能な限り早期に強化することとし、既存の予算・人員の配分に固執することなく、資源を柔軟かつ重点的に配分するほか、所要の抜本的な改革を行う。

この際、あらゆる分野での陸海空自衛隊の統合を一層推進し、縦割りに陥ることなく、組織及び装備を最適化する。特に、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力、総合ミサイル防空、被害復旧、輸送、整備、補給、警備、教育、衛生、研究等の幅広い分野において統合を推進する。

一方、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、将来における情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持することとし、より徹底した効率化・合理化を図る。

##### 2 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項

###### (1) 宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化

領域横断作戦を実現するため、優先的な資源配分や我が国の優れた科学技術の活用により、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力を獲得・強化する。この際、新たな領域を含む全ての領域における能力を効果的に連接する指揮統制・情報通信能力の強化・防護を図る。

###### ア 宇宙領域における能力

情報収集、通信、測位等のための人工衛星の活用は領域横断作戦の実現に不可欠である一方、宇宙空間の安定的利用に対する脅威は

平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。  
これに伴い、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定）は、平成30年度限りで廃止する。

増大している。

このため、宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位等の各種能力を一層向上させるとともに、宇宙空間の状況を地上及び宇宙空間から常時継続的に監視する体制を構築する。また、機能保証のための能力や相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力を含め、平時から有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保するための能力の強化に取り組む。

その際、民生技術を積極的に活用するとともに、宇宙航空研究開発機構（JAXA）等の関係機関や米国等の関係国との連携強化を図る。また、宇宙領域を専門とする部隊や職種の新設等の体制構築を行うとともに、宇宙分野での人材育成と知見の蓄積を進める。

#### イ サイバー領域における能力

サイバー領域を活用した情報通信ネットワークは、様々な領域における自衛隊の活動の基盤であり、これに対する攻撃は、自衛隊の組織的な活動に重大な障害を生じさせるため、こうした攻撃を未然に防止するための自衛隊の指揮通信システムやネットワークに係る常時継続的な監視能力や被害の局限、被害復旧等の必要な措置を迅速に行う能力を引き続き強化する。また、有事において、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力の抜本的強化を図る。

その際、専門的な知識・技術を持つ人材を大幅に増強するとともに、政府全体の取組への寄与にも留意する。

#### ウ 電磁波領域における能力

電磁波は、活用範囲や用途の拡大により、現在の戦闘様相における攻防の最前線として、主要な領域の一つと認識されるようになってきている。電磁波領域の優越を確保することも、領域横断作戦の実現のために不可欠である。

このため、情報通信能力の強化、電磁波に関する情報収集・分析能力の強化及び情報共有態勢の構築を推進するとともに、相手からの電磁波領域における妨害等に際して、その効果を局限する能力等を向上させる。また、我が国に対する侵攻を企図する相手方のレー

ダーや通信等を無力化するための能力を強化する。こうした各種活動を円滑に行うため、電磁波の利用を適切に管理・調整する機能を強化する。

#### (2) 従来の領域における能力の強化

領域横断作戦の中で、宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力と一体となつて、航空機、艦艇、ミサイル等による攻撃に効果的に対処するための能力を強化する。

#### ア 海空領域における能力

我が国への攻撃に実効的に対応するため、海上優勢・航空優勢を獲得・維持することが極めて重要である。

このため、我が国周辺海空域における常統監視を広域にわたって実施する態勢を強化する。

また、無人水中航走体（UUV）を含む水中・水上における対処能力を強化する。

さらに、柔軟な運用が可能な短距離離陸・垂直着陸（STOVL）機を含む戦闘機体系の構築等により、特に、広大な空域を有する一方で飛行場が少ない我が国太平洋側を始め、空における対処能力を強化する。その際、戦闘機の離発着が可能な飛行場に限られる中、自衛隊員の安全を確保しつつ、戦闘機の運用の柔軟性を更に向上させるため、必要な場合には現有の艦艇からのSTOVL機の運用を可能とするよう、必要な措置を講ずる。

#### イ スタンド・オフ防衛能力

各国の早期警戒管制能力や各種ミサイルの性能が著しく向上していく中、自衛隊員の安全を確保しつつ、我が国への攻撃を効果的に阻止する必要がある。

このため、島嶼部を含む我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊等に対して、脅威圏の外からの対処を行うためのスタンド・オフ火力等の必要な能力を獲得するとともに、軍事技術の進展等に適切に対応できるよう、関連する技術の総合的な研究開発を含め、迅速かつ柔軟に強化する。

#### ウ 総合ミサイル防空能力

資料23 国会決議の「平和の目的」と自衛隊による衛星利用について

(昭和60年2月6日衆議院予算委員会で政府が明らかにした見解)

昭和44年5月衆議院において宇宙の開発・利用に関し国会決議がなされ、そこにおいて、我が国における宇宙の開発・利用は「平和の目的」に限り行うこととされております。

この「平和の目的」に限りということにつきましては、これまで国会で「非軍事」を意味する等との御議論がなされてきたところでありますので、政府といたしましても、これらの御議論を踏まえ、慎重に対処しなければならないと考えてきたところであります。

今般、海上自衛隊の派米訓練の際にフリートサット衛星を経由した放送により訓練に必要な情報を受信するための装置を、昭和60年度政府予算案に計上するに当たり、この国会決議の趣旨について政府内において慎重に検討いたしました。

もとより、国会決議の有権解釈は国会でなされるものであります。政府といたしましては、この国会決議の趣旨について、次のように理解をしているところでございますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

1 国会決議の「平和の目的」に限りとは、自衛隊が衛星を直接、殺傷力、破壊力として利用することを認めないことはいうまでもないといたしまして、その利用が一般化しない段階における自衛隊による衛星の利用を制約する趣旨のものと考えます。

したがって、その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星につきましては、自衛隊による利用が認められるものと考えております。

2 御議論のありましたフリートサット衛星は、米軍用の通信衛星ではありますが、既にその利用が一般化しているインテルサット（国際通信衛星）、インマルサット（国際海事通信衛星）、CS-2（さくら2号）のような衛星と同様な通信中継機能を有するものでありまして、このようなフリートサット衛星を自衛隊が利用することは、国会決議の「平和の目的」の趣旨に反しないものと考えております。

## 「専守防衛」の他国防衛への改変

### 「専守防衛」の定義

「専守防衛」とは、**相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し**、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、**憲法**の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう（平成26年版防衛白書）。

平成27年5月12日答弁

○小西洋之君

「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」というこの専守防衛の定義の冒頭の言葉は、**イランからアメリカが武力攻撃を受けたとき初めて日本国が防衛力を行使する**、こういう日本語として読めるといふふうに理解されているということによろしいですね。

○政府参考人(防衛省)

**そういうふうに理解をしています。**

## 専守防衛の「憲法の精神」と平和主義

○昭和60年4月8日 栗山外務省北米局長答弁

…憲法のもとでの日本国としての基本的な**平和主義の精神**、それからそこから出てきております…**専守防衛**ということの基本といたしました防衛政策…。

○昭和57年5月13日 鈴木善幸内閣総理大臣答弁

わが国は、**平和憲法のもとに平和主義**、民主主義、基本的人権の尊重という基本理念の上に立ちまして、**平和国家の建設**に向かって今日まで努力をいたしてまいったところでございます。**そのような精神の上に立ちまして、専守防衛に徹する**、…このように考えております。

## 専守防衛「憲法の精神」の改変

■防衛省大臣答弁「(大臣用)27. 3. 24(火)参・外防委 小西洋之君(民)」

「憲法の精神」とは、**憲法上、我が国が採ることのできる自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための「武力の行使」も、必要最小限度に限られることをいう**ものです。

防衛省防衛政策局防衛政策課作成(情報公開請求により平成27年4月27日開示決定)

令和2年4月  
防衛省

○統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊に所属する部隊のうち、「作戦」という名称が付与されている部隊一覧

【令和2年3月末現在】

所属	部隊名
陸上自衛隊	特殊作戦群
海上自衛隊	作戦情報支援隊
航空自衛隊	電子作戦群
	作戦情報隊
	作戦情報処理群
	作戦システム運用隊
	作戦システム管理群
	第1作戦システム隊
	第2作戦システム隊
	第3作戦システム隊

憲法第九条の禁じる武力の行使を行わないことや、自衛隊による活動と他国による武力の行使の一体化を回避することについて、枠組みとして担保する必要がある場合には当該枠組みを法定したところでございます。(発言する者あり)

いや、先ほど言いましたように、これまでの例でいいますと、自衛隊の活動が武力の行使を行うことがないようにする必要はある、あるいは武力の行使の一体化を回避する必要がある、そういう場合について枠組みとして担保する、そういう枠組みを設けてきたところでございます。

○小西洋之君 そうなんです。自衛隊がその紛争に巻き込まれるような可能性が絶対生じないような、そういう法律の枠組みを設けていたんですね。

河野大臣に伺いますよ。その枠組みの一つ、PKOのあの五原則の初めの原則ですね。紛争当事国に停戦合意が成立している。アメリカとイランは今ツイッターでお互いの見解を明らかにしているだけです。両国首脳が会ってもいない、停戦合意文書もない。停戦合意は成立しているとは言えないと思います。また、日本、自衛隊がそこに参加することについて、二つ目の要件ですね、紛争当事国が同意をしている。先ほど、同意したのかどうか、同意を取ったのかどうか聞きましたけれども、全く答えていただけませんでした。で、

三つ目、そのそこでの自衛隊の活動、この場合PKOですけど、中立の立場で行われる。今回、自衛隊が行うことは、アメリカの軍司令部に派遣、自衛官を、幹部自衛官を派遣し、そしてイラン軍の情報も取るわけですね。全く中立でないわけです。

こうしたこの三つの今私が申しした条件、状況に照らして、この度のこの自衛隊の派遣は、自衛隊が紛争に巻き込まれる可能性があるという意味において憲法九条に抵触するものとは考えませんか。論理的に答えてください。

○国務大臣(河野太郎君) 現時点においてアメリカとイランの間で武力の行使が行われている状況にあるとは考えておりません。

現時点で自衛隊が何らかの武力紛争に巻き込まれるような危険があるとは認識しておりません。

○小西洋之君 現時点のことなんか聞いていない。先ほどあなた、一〇〇%起きない断言なんてできないと言ったじゃないですか。そういうことが起きないように、一〇〇%起きないような仕組みを設けているのが過去のPKO、あるいは今から質問しますけれどもイラク特措法なんです。

イラク特措法の要件申し上げますね。自衛隊の活動期間においてその地域で武力紛争が起きない。これ、法律の要件ですよ。そうした確信がありますか、重ねて聞きますけど。現在はお互いドンパ

チはしていないということは今答弁されましたけれども、この派遣一年間の間にこの海域でアメリカ軍とイラン軍が絶対に戦争をしない、そうした確信、理解はありますか。

○国務大臣(河野太郎君) 少なくとも現時点ではアメリカとイランが武力紛争を、武力の行使をしている状況にはない、自衛隊が紛争に巻き込まれるおそれはないというのが認識でございます。

状況が大きく変わるようなことがあれば国家安全保障会議を開いて対応をしっかりと検討する、そういうことでございます。

○小西洋之君 現在のこのこと聞いていませんよ。将来、自衛隊、今あなたの命令によつてつい先日派遣されたわけですから。何をおっしゃっているんですか。

結局、もう時間なのでやむなくまとめに入りますけれども、今回の自衛隊の中東派遣というのは今から申し上げているような面で憲法に抵触するわけでございます。一つは、紛争可能性のある地域に自衛隊を送る。もう一つは、これ質問はできませんでしたけれども、海上警備行動、あつ、これ質問しましょうか。河野大臣、イランを相手に海上警備行動を行うことを想定していますか。

○国務大臣(河野太郎君) イランを含めて特定の国家が、日本関係船舶であることを認識し、これらの船舶に武器等を使用した侵害行為を行うこ